

建設業に関するその他の相談窓口

○ 建設業総合窓口(宮城県)

対象者	県内で建設業を営む方、県内の建設業者に関わる方
相談内容	【建設業の経営に関する事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・本業を強化したい。 ・新分野に進出したい。 ・他社と連携したい。 ・技術力を強化したい。 <p>などで、どこに相談すればよいかわからない場合</p>

問い合わせ先	宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 TEL 022-211-3116 FAX 022-211-3292 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 受付時間:8:30~12:00 13:00~17:15(土日・祝日・閉庁日を除く)
--------	---

○ 駆け込みホットライン(国土交通省)

対象者	国土交通大臣許可業者に関わる方
相談内容	【元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反】 <ul style="list-style-type: none"> ・下請工事に関し、書面による契約を行わなかった。 ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた。 【工事の施工現場に関する法令違反】 <ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負が行われている。 ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない。 ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。 【虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している。 ・変更届の際、虚偽の内容を提出している。 ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している。

問い合わせ先	建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」 TEL:0570-018-240 FAX 0570-018-241 受付時間:10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)
--------	--

○ 建設業フォローアップ相談ダイヤル(国土交通省)

対象者	建設業を営む方
相談内容	<p>【品確法の運用指針に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談 ・公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報 <p>【公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者と元請負人との請負契約についての情報 ・元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報 <p>【社会保険未加入対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場に関する相談

問い合わせ先	国土交通省不動産・建設経済局建設業課「建設業フォローアップ相談ダイヤル」 TEL:0570-004976 受付時間:10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)
--------	---

○ 賃金など労働問題関係に関する相談窓口

対象者	建設業者を含む労働者及び事業主
相談内容	・賃金未払いの相談 ・労働条件、労働災害の相談 ・雇用保険の相談 等

問い合わせ先	宮城労働局総合労働相談コーナー TEL:022-299-8834 仙台総合労働相談コーナー TEL:022-299-9075 石巻総合労働相談コーナー TEL:0225-22-3365 古川総合労働相談コーナー TEL:0229-22-2112 大河原総合労働相談コーナー TEL:0224-53-2154 瀬峰総合労働相談コーナー TEL:0228-38-3131 気仙沼総合労働相談コーナー TEL:0226-25-6921 受付時間:9:00~16:30(共通、土日・祝日・閉庁日を除く) ※ 石巻、古川、大河原、瀬峰、気仙沼各総合労働相談コーナーは日によって相談員がいないことがあります。相談員の在否は曜日固定ではありません。
--------	---

○ 建設業法に関する不正疑いの窓口

対象者	県内で建設業を営む方、県内の建設業者に関わる方
相談内容	<p>【請負契約に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加工事または変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった。 ・契約書に定めがない建設廃棄物の処理費用等を一方的に差し引かれた。 ・原価割れの契約を強要された。 <p>【工事現場に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負が行われている。 ・工事現場に必要となる監理技術者または主任技術者が配置されていない。 <p>【建設業許可・経営事項審査に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある業者が建設業許可申請の際、虚偽の内容で許可を取得している。 ・ある業者が経営事項審査の際、虚偽の内容で申請している。

問い合わせ先	<p>宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 TEL 022-211-3116 FAX 022-211-3292 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 受付時間:8:30~12:00 13:00~17:15(土日・祝日・閉庁日を除く)</p> <p>【国土交通大臣許可業者については次の窓口となります】 国土交通省東北地方整備局建政部建設産業課 建設業係 TEL 022-225-2171(代表) FAX 022-227-4459 〒980-8602 仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台第1合同庁舎B棟 受付時間:9:15~12:00 13:00~18:00(土日・祝日・閉庁日を除く)</p>
---------------	---